

雇用促進税制(雇用者の数が増加した場合の税額控除)

《 ご存じですか？雇用促進税制 》

雇用促進税制とは、雇用者数が増えた場合に一定の要件を満たしていると、法人税の税額控除を受けられる制度です。

この制度を適用できると、雇用者数の増加1人あたり40万円（当期の法人税額の10%、中小企業の場合は20%を限度）の控除が受けられます。

《 対象となる事業主の要件 》

- ① 青色申告法人であること
- ② 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ③ 適用年度に雇用者数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）かつ10%以上増加させていること
- ④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※1）以上であること

※1 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

《 申告までの流れ 》

- ① 適用年度開始後2か月以内に雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出
- ② 適用年度終了後2か月以内にハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求め
る
- ③ 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書に添付して税務署へ申告する。

(注) なお、この制度は平成26年4月1日～平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度で適用を受けられます。